

中小企業者等への新たな「資金繰り」支援について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化や原油・原材料価格高騰等の影響により、融資の返済が負担となっている県内中小企業者等の事業継続や経営の安定を図るため、「中小企業向け融資制度」を通じた円滑な資金調達を支援する。

2 概要

「新型コロナウイルス感染症対応資金」などの保証付融資からの借り換えや資金需要に対応する国の新たな信用保証制度を活用した、中小企業向け融資制度を新設する。

また、保証料を補助することにより、事業者の保証料負担の軽減を図る。

3 予算額(伴走支援・借換による経営力強化推進費補助金)

6,000万円

【制度概要】

融資対象: 次の①～③を全て満たす事業者

- ①セーフティネット保証4号又は5号の認定を受けていること、若しくは、売上高又は利益率が一定程度減少していること
- ②経営行動計画書を作成し、金融機関の継続的な伴走支援を受けること
- ③令和5年3月31日までに融資実行が行われること

融資利率: 年1.60%以内

保証料率: 年0%～0.95%

※セーフティネット保証4号又は5号の認定を受けている場合は県の補助により0%

融資限度額: 1億円

融資期間: 10年以内、据置期間 5年以内

資金使途: 運転資金、設備資金(既往保証付き融資の借換も可)